

旧優生保護法による優生手術や人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ

対象となる方は補償金等を受け取ることができます。

補償金

対象者 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者
(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪))
支給額 本人 **1500万円** 配偶者 **500万円**(事実婚などを含む)

優生手術等一時金

対象者 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方
(遺族からの請求はできません)
支給額 **320万円** ※上記の補償金を受給した場合にも支給されます

人工妊娠中絶一時金

対象者 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた本人で生存している方
(遺族からの請求はできません)
支給額 **200万円** ※上記の優生手術等一時金を受給した場合には支給されません

※母体保護など、優生思想によらない理由のみにより、手術や人工妊娠中絶を受けた方は除く

請求期限 令和12年1月16日

府民のみなさまへ

ご本人に知らされないまま手術をされたケースもあります。
当事者と思われる方へ府の相談窓口をお知らせいただくなど、
一人でも多くの対象者へ情報を届けられるよう御協力ください。

大阪府旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

☎ **06-6944-8196** ☎ **06-6910-6610**

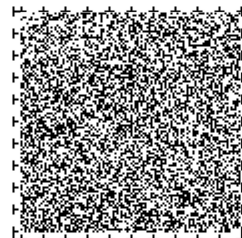
✉ **ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp**

月曜日から金曜日9:00~18:00(土日祝、年末年始を除く)

オンラインや手話による相談も可能です。(事前予約必要)

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号

本館6階 健康医療部 保健医療室 地域保健課内



音声コードUni-Voice

旧優生保護法補償金等支給法について

令和7年1月17日に「旧優生保護法補償金等支給法（以下、「法」という。）が施行されました。法の前文では国会及び政府は、最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い執行し、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め、心から深く謝罪する旨が述べられています。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪する旨が述べられています。

補償金等の請求手続き



請求者

- ・ 請求書類の作成
- ・ 必要書類等の準備

様式は府や国のホームページからダウンロードできます。
郵送をご希望の場合は下記府相談窓口までご連絡ください。



請求書の作成や必要書類の準備等を弁護士が無料でサポートします。

ご希望の場合は、下記の相談窓口へご連絡ください。利用申請書（兼同意書）の提出が必要です。



大阪府

- ・ 請求書類の受付
- ・ 相談対応



国 (こども家庭庁)

- ・ 認定審査
- ・ 認定通知の発行

審査後、（不）認定通知を送付します。

まずは、大阪府やこども家庭庁へご相談ください。

大阪府旧優生保護法補償金等請求受付・相談窓口

☎ 06-6944-8196 ☎ 06-6910-6610

✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp

🕒 月曜日から金曜日 9:00~18:00
(土日祝、年末年始を除く)

手話による相談も可能です。(事前予約必要)

府ホームページはこちら→



こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

☎ 03-3595-2575 ☎ 03-3595-2753

✉ kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 月曜日から金曜日 10:00~17:00
(土日祝、年末年始を除く)

国ホームページはこちら→

